

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 26 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 6 月 30 日 規則 第 26 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。

1.1.2 検査の種類

~~-1. 検査の種類は次の(1)から(6)に示す通りとする。以下、本章では、(2)、(3)及び(4)を定期的検査と言う。~~

(1) ~~登録検査~~登録のための検査（以下、登録検査という。）

登録検査の種類は、次の通りとする。

(a) 製造中登録検査

(b) 製造後登録検査

(2) 登録を維持するための検査（以下、維持検査という。）

維持検査の種類は、次の通りとする。以下、本章では、(a)、(b)及び(c)を定期的検査と言う。

~~(2a)~~ 年次検査

~~(2b)~~ 中間検査

~~(4c)~~ 定期検査

~~(5d)~~ 臨時検査

~~(6e)~~ 不定期検査

~~-2. 登録検査の種類は、製造中登録検査及び製造後登録検査とする。~~

~~-3. 定期的検査の種類は次による。~~

(1) **3 編から 6 編及び 8 編**に掲げる構造、設備及び手引書：

国際航海に従事する船舶にあっては年次検査、中間検査及び定期検査、国際航海に従事する船舶以外の船舶にあっては中間検査及び定期検査

(2) **7 編**に掲げる設備：

定期検査

1.1.3 検査の実施及び時期*

-6.を次のように改める。

-6. 不定期検査

不定期検査は、登録を受けた船舶が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって~~船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては、おのこの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 船級符号への付記

-2.(1)及び(2)を次のように改める。

-2. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するディーゼル機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶に対し、「*Nitrogen Oxides Emission-Tier III*」(略号：NO_x-III)を船級符号に付記する。なお、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため、選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置、二元燃料機関又はガス専焼機関を使用する船舶に対しては、搭載される装置／機関に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、(1)及び(2)の装置を備える機関並びに(3)及び(4)の機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

- (1) ~~鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(1)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(1)~~鋼船規則 D 編 21 章の適用を受けた選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの：
Selective Catalytic Reduction (略号：SCR)
 - (2) ~~鋼船規則 D 編 2.1.1-5.又は高速船規則 9 編 2.1.1-4.~~鋼船規則 D 編 23 章の適用を受けた排ガス再循環装置を使用するもの：
Exhaust Gas Recirculation (略号：EGR)
- ((3)及び(4)は省略)

-4.(2)を次のように改める。

-4. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、次の(1)及び/又は(2)を搭載し、8 編 1.2.2-1.又は-2.に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、「*Sulphur Oxides*」(略号：SO_x)を船級符号に付記する。なお、搭載される設備／装置に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、(1)の燃料並びに(1)の燃料を使用する機関及び(2)の装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

- ((1)は省略)
- (2) 8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置であって、~~鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(2)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(2)~~鋼船規則 D 編 22 章の適用を受けた装置：
Exhaust Gas Cleaning System (略号：EGCS)

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される選択式触媒還元脱硝装置、排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置であって、施行日前に承認申込みのあったものについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類*

-1.(3)を次のように改める。

-1. 検査を受ける場合には、次に掲げる証明書及びその他の書類を検査員に提示して、これらが本船（船員が配乗していない被曳船は除く。）上に備えられ、かつ、適切なものであることの確認を受けなければならない。ただし、臨時検査にあっては、該当するものにとどめることができる。

（(1)及び(2)は省略）

(3) 船舶からの大気汚染防止のための設備関連

（(a)から(k)は省略）

(l) EGR ブリードオフ排出装置手引書及び EGR 記録簿並びに関連する油分濃度計の型式承認書の写し及び運転保守手引書（8 編 2.1.1-5.に規定する排ガス再循環装置を備える場合）

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類*

-1.(6)を次のように改める。

-1. 登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を受けなければならない。

（(1)から(5)は省略）

(6) 船舶からの大気汚染防止のための設備

（(a)は省略）

(b) 窒素酸化物

窒素酸化物の放出量を低減するための装置を備えるか又は方法を実施する場合、当該装置に関する図面及び資料又は当該方法に関する資料。なお、8 編 2.1.1-5.に規定する排ガス再循環装置を備える場合には、EGR ブリードオフ排出

装置手引書及び EGR 記録簿を含めること。
((c)から(f)は省略)

2.1.3 構造及び設備の検査*

-5.(3)を次のように改める。

-5. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，次に掲げる項目の検査を行う。ただし，**(2)(b)**及び**(3)**（**(a)**を除く。）の検査については，すべての船舶について行う。

((1)及び(2)は省略)

(3) 窒素酸化物

8 編 2.1 の規定が適用されるすべての個別のディーゼル機関に対して NO_x テクニカルコードに従い行う次の**(a)**及び**(b)**に掲げる検査及び **8 編 2.1.1-5.**に規定する排ガス再循環装置を備えるディーゼル機関に対する次の**(c)**に掲げる検査。

- (a) 本会が必要と認めるディーゼル機関について，窒素酸化物放出量が **8 編 2.1.2-1.**の許容限度以下であることを，承認された原動機取扱手引書に記載された方法により確認する。この方法は，**8 編 2.1.2-2.(2)(b)**に掲げる船上簡易計測法又は **8 編 2.1.3-1.(4)**に掲げるパラメータチェック法のいずれかとする。ここで，原動機ファミリー若しくは原動機グループに属するディーゼル機関又は同要目のシリンダが複数あって，本会が適当と認める場合には，検査の一部を省略することができる。ただし，この場合であっても，当該ディーゼル機関のうち少なくとも 1 台又は当該シリンダのうち少なくとも 1 本については検査を行う。なお，本会は，ディーゼル機関に装備される構成部品に対する検査を当該構成部品を代表する予備品に対する検査に代えることを認める場合がある。
- (b) NO_x テクニカルコード 2.2.5.1 に従い窒素酸化物低減装置を取り外した状態で **8 編 2.1.2-2.(2)(a)**に掲げる試験台における試験方法による放出量確認を行ったディーゼル機関について，本会が適当と認める基準による船上における検査を行う。

(c) EGR ブリッドオフ排出装置に対して，次の検査を行う。

i) 据付等の確認

ii) 効力試験

((4)及び(5)は省略)

3 章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査*

-4.(4)を次のように改める。

-4. 総トン数 400 トン以上の船舶，すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して，次に掲げる項目の検査を行う。ただし，**(3)(b)**の検査については，すべての船舶について行う。

((1)から(3)は省略)

(4) 窒素酸化物

- (a) **8 編 2.1** が適用されるすべてのディーゼル機関の窒素酸化物低減装置又は方法が承認された図面及び資料に従って備えられているか又は承認された資料に従って実施されていることの確認。
- (b) 承認された原動機取扱手引書に記載される方法により行う，**8 編 2.1** の適用を受けるすべてのディーゼル機関が **8 編 2.1.2-1.**の許容限度以下にあることの確認。この方法は，**8 編 2.1.2-2.(2)(b)**に掲げる船上簡易計測法，**8 編 2.1.2-2.(2)(c)**に掲げる船上モニタリング法又は **8 編 2.1.3-1.(4)**に掲げるパラメータチェック法のいずれかとする。
- (c) **8 編 2.1.1-5.**に規定する排ガス再循環装置を備える船舶にあっては，EGR ブリードオフ排出装置に対する次の検査。
 - i) 現状検査
 - ii) 効力試験

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

(12)を次のように改める。

本編で使用する用語は，各章で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

((1)から(11)は省略)

(12) ディーゼル機関の「実質的改造」とは，次の(a)又は(b)をいう。

((a)は省略)

(b) 2000 年 1 月 1 日（国際航海に従事しない船舶にあつては 2005 年 5 月 19 日）より前に建造開始段階にある船舶に搭載されるディーゼル機関にあつては，**2.1.2-2.(2)(b)**に掲げる船上簡易計測法により定められた~~許容値~~既存の放出特性の増加を~~超える~~引き起こす改造をいい，運転方法及びカム軸，燃料噴射装置，吸排気装置，燃焼室形状，タイミングの調整等のパラメータの変更等を含む。ただし，(13)及び 2.1.2-1.(2)の適用上，2.1.1-3.に従い認証された規制適合手法の導入及び 2.1.2(1)(a)から(c)の該当規定に適合することの認証は，実質的改造とはみなさない。

((13)から(22)は省略)

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.1 一般*

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 2019 年 6 月 1 日以降に EIAPP 証書が初めて発行されるディーゼル機関にブリードオフ水を排出する設備を有する排ガス再循環装置を備える場合には，本会が適当と認める基準に適合しなければならない。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.1 一般

3.1.1 適用（附属書 VI 第 19 規則関連）*

-2.(2)を次のように改める。

-2. 前-1.にかかわらず，3.2 及び 3.3 の規定は次に掲げる船舶には適用しない。

((1)は省略)

(2) ~~砕氷能力を有する貨物船~~極海コードに定義する A 類の船舶

3.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則関連）*

(21)を次のように改める。

本章で使用する用語は次に掲げるものとする。

((1)から(20)は省略)

(21) ~~「砕氷能力を有する貨物船」とは、少なくとも 500 kPa の氷曲げ強度を有する氷厚 1.0 m 以上の平坦氷において、少なくとも 2 knot の速度で単独で砕氷するように設計された貨物船をいう。「極海コード」とは、決議 MSC.385(94)及び MEPC.264(68)として採択された序章，I-A 部，II-A 部，I-B 部及び II-B 部からなる極海域における船舶運航のための国際規則をいい，次の(a)及び(b)の条件による同規則の改正を含む。~~

(a) 極海コードの序章の環境に係る規定及び II-A 部第 1 章の改正は，附属書の付録に適用される条約第 16 条の規定に従って採択され，効力を生じる。

(b) 極海コードの II-B 部の改正は，手続きの規則に従って，海洋環境保護委員会によって採択される。

((22)は省略)

附 則（改正その 4）

1. この規則は，2020 年 10 月 1 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 17 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 30 日 達 第 17 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査

-2.(3)を次のように改める。

-2. 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止のための設備に対する検査の具体的な実施方法は、次の(1)から(8)に定めるとおりとする。

((1)及び(2)は省略)

(3) 規則 2 編 2.1.3-2.(3)(b)i)の検査は、次によること。

- (a) 油分濃度計の精度は、船上における補正試験を立会するか又は補正記録により確認する。
- (b) 流液の排出停止のための自動装置及び始動インタロックについては、油分濃度、流量及び船速の信号を入力することにより作動させる。
- (c) 流量計については、設置状態での誤差が実流量の±10%以内であることを、流量計の可測範囲の下限值における実流量定格流量の約 50%の流量で確認する。実流量の計測は、タンクのアレージによって行ってよい。
- (d) 演算、記録及び警報を含め装置全般の作動をダミー信号により確認する。
- (e) 油分濃度計測装置の応答時間 (T) は、40 秒以内としなければならない。この場合、次の算式を用いて確認しても差し支えない。

$$T = \frac{0.9\pi L D_i^2}{F} + T_0 \quad (\text{sec})$$

L : サンプルラインの実長 (m)

D_i : サンプルラインの内径 (mm)

F : サンプリングポンプの流量 (l/h)

T_0 : 証明書に記載された機器自体の応答時間 (sec)

- (f) サンプリング管及びサンプリングポンプに漏れが無いこと並びにサンプリング管に設置される遠隔制御弁の作動を確認する。また、サンプリングプローブがバラスト水排出管の水平部に設置される場合には、当該設置部において排出時に常に排出管内が流液で満たされることを確認する。

((4)から(8)は省略)

3 章 定期的検査

3.3 定期検査

3.3.2 構造及び設備の検査

-1.を次のように改める。

-1. 規則 2 編 3.3.2-2.(3)に定める油排出監視制御装置の流量計の精度の確認は、流量情報を流量計から得る方式のものでは、設置状態での誤差が実流量の $\pm 10\%$ 以内（2005 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に設置されたものにあつては $\pm 15\%$ 以内）であることを流量計の可測範囲の下限值における実流量定格流量の約 50%の流量により行う。実流量の計測は、タンクのアレージによって行ってよい。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2020 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申し込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 検 査

3 章 定期的検査

3.1 年次検査

3.1.2 構造及び設備の検査

-4.を次のように改める。

-4. 規則 2 編 3.1.2-4.(3)(b)ii)に規定する効力試験においては、適用される検査スキームに応じて、次の(1)又は(2)に掲げる検査を行う。附属書 2-2.1 中 1.2.3-2.に規定する確認を行う（同 1.2.3-1.(4)参照）。

~~(1) スキーム A の場合~~

- ~~(a) 排ガス浄化装置が、EGCS テクニカルマニュアルに従って設置されていることを確認する。~~
- ~~(b) 排ガス浄化装置が、附属書 2-2.1 中 2 章に適合することを、承認された EGCS テクニカルマニュアル及び船上監視マニュアルに従って確認する。~~
- ~~(c) 排ガス浄化装置が、装置の仕様に応じて附属書 2-2.1 中 2.1.2, 2.2.1, 2.2.3 及び 2.3 の規定に適合するよう設備されていることを確認する。~~

~~(2) スキーム B の場合~~

- ~~(a) 排ガス浄化装置が、EGCS テクニカルマニュアルに従って設置されていることを確認する。~~
- ~~(b) 排ガス浄化装置が、附属書 2-2.1 中 2 章に適合することを、承認された船上監視マニュアルに従って確認する。~~
- ~~(c) 排ガス浄化装置が、装置の仕様に応じて附属書 2-2.1 中 2.1.1, 2.1.2, 2.2.1, 2.2.2, 2.2.3 及び 2.3 の規定に適合するよう設備されていることを確認する。~~

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.2 一般要件

1.2.2 を次のように改める。

1.2.2 燃料油の使用及び積載（附属書 VI 第 14 規則関連）

-1. 規則 8 編 1.1.3 並びに規則 8 編 1.2.2-1.又は-2.の適用上、硫黄の質量濃度が 0.5%又は 0.1%以下である燃料油を使用することに代わる「代替物」として排ガス浄化装置を使用する場合、当該排ガス浄化装置は、IMO 決議 MEPC.259(68)の規定に適合し、かつ、故障その他の異常が生じて放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準に適合しなくなるおそれがある場合に可視可聴の警報を発するものとする。また、排ガス浄化装置の構成要素のうち、連続監視装置（附属書 2-2.1 中 2.2.2 に規定するもの）及び監視記録装置（附属書 2-2.1 中 2.3 に規定するもの）は、日本舶用品検定協会の検査に合格したことを示す刻印（もしくはゴム印）又は製造認定事業所にて製造されたことを示す刻印並びに国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するものとする。ただし、連続監視装置又は監視記録装置の購入契約日が 2020 年 1 月 1 日前である場合には、次の(1)又は(2)に適合するものとして差し支えない。

- (1) 連続監視装置にあつては、船用材料・機器等の承認及び認定要領 7 編 1 章に従って使用承認を受けたもの又は同 1 章に規定する試験に合格したものであつて、IMO 決議 MEPC.259(68)の附属書第 5 節から第 7 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。
 - (2) 監視記録装置にあつては、IMO 決議 MEPC.259(68)中の附属書第 7 節及び第 10 節の該当規定に適合すると本会が認めたもの。
- 2. 規則 8 編 1.2.2-1.に規定する要件は、非常用の機器の燃料油にも適用する。

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.4 として次の 1 条を加える。

2.1.4 窒素酸化物放出規制に関する情報の記録

-1. 規則 8 編 2.1.4 にいう「2.1.2-1.(1)(c)が適用されるディーゼル機関を搭載する船舶」には、関連する窒素酸化物放出規制海域が効力を生じる日以降に交換又は追加されたディーゼル機関（2.1.2-1.(1)参照）を搭載する船舶を含む。

-2. 規則 8 編 2.1.4 にいう「2 次規制についてのみ認証された」ディーゼル機関とは、航行する窒素酸化物放出規制海域が効力を生じる日以降に建造開始段階にある船舶に搭載

されるディーゼル機関であって、2次規制についてのみ認証されたものをいう。

-3. 規則 8 編 2.1.4 に規定する記録に関する要件の適用に際し、航行する窒素酸化物放出規制海域が効力を生じる日より前に建造開始段階にある船舶に搭載されるディーゼル機関であって、2次規制についてのみ認証されたものは、規則 8 編 2.1.4 にいう「2次規制についてのみ認証された」ディーゼル機関とはみなさない。また、関連する窒素酸化物放出規制海域が効力を生じる日以降に交換された当該船舶のディーゼル機関であって、規則 8 編 2.1.2-1.(2)ただし書きにより規則表 8-1(b)の基準を適用して2次規制についてのみ認証されたものについても規則 8 編 2.1.4 にいう「2次規制についてのみ認証された」ディーゼル機関とはみなさない。

-4. 航行する窒素酸化物放出規制海域が効力を生じる日より前に建造開始段階にある船舶に搭載されるディーゼル機関に対して、規則 8 編 1.1.2(13)(a)にいう主要な改造が行われた場合、当該ディーゼル機関は3次規制について認証される必要があり、-1.の規定による。

-5. 規則 8 編 2.1.4 に規定する記録に関する要件は、2次規制についてのみ認証されたディーゼル機関であって、2.1.1-1.(2)(a)にいう免除を受けて、窒素酸化物放出規制海域において運転されるものにも適用する。

2.4 船舶発生油等焼却設備（附属書 VI 第 16 規則関連）

-4.を次のように改める。

-4. 規則 8 編 2.4-1.(2)(c)においてにいう「廃棄物を投入してはならない」については次によること。

- (1) 廃棄物が燃焼室に連続的に投入される場合には、燃焼室ガス出口温度が 850°C を下回る時は固形廃棄物を投入してはならない。
- (2) 船舶の通常の運航中に発生したスラッジ油については、ここでいう廃棄物とみなさず、燃焼室温度が ~~500~~650°C を超えた状態において投入して差し支えない。ただし、燃焼室ガス出口温度は 5 分以内に 850°C に達するように設計されること。

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 規則 8 編 2.4-1.(2)(d)にいう「廃棄物が燃焼室に一括で投入される場合には、始動後 5 分以内に燃焼室ガス出口温度が 600°C に達し」については、廃棄物が燃焼室に一括で投入される場合には、固形廃棄物が実際に燃焼する場所の温度が、始動後 5 分以内に 600°C に達するように設計されること。

附属書 2-2.1 排ガス浄化装置の検査要領

1 章 通則

1.2 を次のように改める。

1.2 検査スキームの方法

1.2.1 検査スキーム

-1. 排ガス浄化装置には、次のいずれかの検査スキームを選択し、適用する。

(1) スキーム A

本附属書 3 章に規定する排ガス浄化装置の低減量確認等を行ったうえで排ガス浄化装置について登録検査、定期的検査又は臨時検査を行う方法

(2) スキーム B

連続監視装置を備え付けられた排ガス浄化装置について登録検査、定期的検査又は臨時検査を行う方法

-2. 検査スキームごとに適用される規定は、次の(1)及び(2)に示すとおりとする。

(1) スキーム A の場合

(a) 低減量確認等にあつては、次の i) から iii) の規定。

i) 2.1.1

ii) 3 章

iii) 4 章

(b) 登録検査、定期的検査又は臨時検査にあつては、次の i) から vii) の規定。

i) 1.2.3

ii) 2.1.2 (洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置に限る。)

iii) 2.2.1

iv) 2.3.1

v) 2.3.3 (記録装置に計測値を記録する排ガス浄化装置に限る。)

vi) 2.3.4 (洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置に限る。)

vii) 4 章

(2) スキーム B の場合

(a) 登録検査、定期的検査又は臨時検査にあつては、次の i) から ix) の規定。

i) 1.2.3

ii) 2.1.1

iii) 2.1.2 (洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置に限る。)

iv) 2.2.1

v) 2.3.1

vi) 2.3.2

vii) 2.3.3 (記録装置に計測値を記録する排ガス浄化装置に限る。)

viii) 2.3.4 (洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置に限る。)

ix) 4 章

1.2.2 低減量確認等

スキーム A を適用する排ガス浄化装置の低減量確認等は、次の(1)及び(2)による。

- (1) 各排ガス浄化装置について、船舶に搭載する前に、本附属書 3 章に従って低減量確認等を行う。
- (2) 本附属書 4 章に従って、EGCS テクニカルマニュアルを確認する。

1.2.43 登録検査、定期的検査及び臨時検査

-1. 登録検査及び臨時検査

- (1) ~~スキーム A の場合（ガイドライン 4.4）本附属書 3 章に従って低減量確認等が実施されたこと及び排ガス浄化装置に対し SO_x 放出量適合証明書が交付されていることを確認する。（スキーム A が選択された場合に限る。）~~
 - ~~(a) 取扱手引書等~~

~~排ガス浄化装置の EGCS テクニカルマニュアル、船上監視マニュアル及び SO_x 放出量適合計画書について、本附属書 3 章に従って低減量確認等を行った際に承認を受けたものからの内容の変更の有無を確認する。~~
 - (2) EGCS テクニカルマニュアルが、本附属書 4 章に適合することを確認する。（スキーム B が選択された場合に限る。）
 - ~~(b) 効力試験~~
 - ~~i) 各排ガス浄化装置について、本附属書 3 章に従って低減量確認等を行う。~~
 - ~~ii) (3) 排ガス浄化装置が、EGCS テクニカルマニュアルに従って設置されていることを確認する。~~
 - ~~iii) (4) 排ガス浄化装置が、本附属書 2 章に適合することを、承認された EGCS テクニカルマニュアル（スキーム A が選択された場合に限る。）及び船上監視マニュアルに従って確認する。~~
 - ~~iv) 排ガス浄化装置が、装置の仕様に応じて 2.1.2, 2.2.1, 2.2.3 及び 2.3 の規定に適合するよう設備されていることを確認する。~~
- ~~(2) スキーム B の場合（ガイドライン 5.5）~~
 - ~~(a) 取扱手引書等~~

~~排ガス浄化装置の EGCS テクニカルマニュアル、船上監視マニュアル及び SO_x 放出量適合計画書について、本附属書 4 章に従って承認を受ける。~~
 - ~~(b) 効力試験~~
 - ~~i) 排ガス浄化装置が、EGCS テクニカルマニュアルに従って設置されていることを確認する。~~
 - ~~ii) 排ガス浄化装置が、本附属書 2 章に適合することを、承認された船上監視マニュアルに従って確認する。~~
 - ~~iii) 排ガス浄化装置が、装置の仕様に応じて 2.1.1, 2.1.2, 2.2.1, 2.2.2, 2.2.3 及び 2.3 の規定に適合するよう設備されていることを確認する。~~

-2. 年次検査、中間検査及び定期検査

前-1.(4)に規定する確認を行う。

2 章の表題を次のように改める。

2 章 排ガス浄化装置の技術基準等

表 2 を次のように改める。

表 2 排出される洗浄水の基準

計測対象	基準	計測方法等に関する備考
水素イオン濃度 (pH)	次のいずれかを満たすこと i) 航行を停止した状態において船外排出口で 6.5 以上。ただし、航行中におけるにおいて取水口と船外排出口での差が 2.0 以下である場合にはこの限りではない。 又は ii) 航行を停止した船舶を停止させた状態において船外排出口から 4 m 離れた地点で 6.5 以上。	「航行を停止した船舶を停泊させた状態において船外排出口から 4 m 離れた地点で 6.5 以上」については、次の条件下で、<u>直接計測又は計算による方法（計算流体力学等）のいずれかによること。</u> i) 同一の船外排出口に繋がっている全ての排ガス浄化装置は、それぞれ最大負荷<u>航行中に生じうる最大の排ガス負荷（又は実現可能な最大の排ガス負荷）</u>及び使用可能<u>することが認められている最大の硫黄分濃度の燃料油</u>を用いて運転されること。 ii) 排ガス浄化装置が最大の排ガス負荷よりも低い負荷で運転される場合又は最大硫黄分濃度よりも低い硫黄分濃度の燃料油を使用して運転される場合、海水の中和滴定曲線に基づき洗浄水の水煙の混合比により実証されること。当該混合比は、最大負荷かつ最大硫黄分濃度の燃料油で運転された場合においても、洗浄水の水煙の挙動を示すために提示されること。 iii) 洗浄水の流量が排ガスの流量に応じて変化する場合、全ての流量が評価されること。 iv) 標準の海水としてアルカリ度 $2,200 \mu\text{mol} / \text{L}$ 及び pH 8.2 が使用されること。試験条件が標準の海水と異なる場合、修正した滴定曲線が適用されること。 v) 計算による方法が使用される場合、化学式、船外排水口の詳細、排出される洗浄水の流量、船外排出口及び当該船外排出口から 4 m 離れた地点の設計上の pH 値、滴定及び希釈のデータ等詳細な根拠が提示されること。
多環芳香族炭化水素 (PAH)	燃料油燃焼装置の最大連続<u>連続最大出力</u>、又は定格出力の 80%において、洗浄水の流量 $45 \text{ ton} / \text{MWh}$ において<u>$50 \mu\text{g} / \text{L}$ 以下（洗浄水の流量が $45 \text{ ton} / \text{MWh}$ の場合）</u>	- 計測位置は、排ガス浄化装置の出口とし、洗浄水の希釈又は反応剤の注入が行われる場合はその前とされていること<u>手前であること。</u> - 洗浄水の流量が増減する場合は、表 3 の基準によること。計測手法は、$2.5 \text{ ton} / \text{MWh}$ 以下の場合には紫外分光法、$2.5 \text{ ton} / \text{MWh}$ を上回る場合には蛍光分光法が使用されること。 - 運転開始時等に基準を上回る場合、12 時間のうち連続する 15 分以内において基準の 200 %以内とされていること<u>であること。</u>
濁度	取水と船外への排水の差が 25 FNUs（ホルマジン比濁計単位）以下又は 25 NTUs（比濁計濁度単位）以下	- 計測装置の精度や取水から排水までの時間経過により測定値の測定精度が落ちないよう、15 分以上<u>15 分間の移動平均</u>によること。 - 計測位置は、排ガス浄化装置の出口とし、洗浄水の希釈又は反応剤の注入が行われる場合はその前とされていること<u>手前であること。</u> - 運転開始時等に基準を上回る場合、12 時間のうち連続する 15 分以内において基準の 120 %以内とされていること<u>であること。</u>

表 2 排出される洗浄水の基準（続き）

計測対象	基準	計測方法等に関する備考
硝酸塩	排ガス中の NOx 量の 12% (mg/L) 又は 洗浄水の流量が 45 ton / MWh において 60 mg/L (洗 浄水の流量が 45 ton/MWh の場合) のうち、 いずれか大きい値以下	・ 船外へ洗浄水を排出する全て排ガス浄化装置は、当該装置に係る登録検査に際し、洗浄水の硝酸塩分析を行うこと。標準硝酸塩量が基準値の 80 %を超える場合には、EGCS テクニカルマニュアルに記載されること。 ・ 定期検査の際に硝酸塩の排出データが確認できるよう、当該検査前 3 ヶ月以内に洗浄水のサンプルの採取及び分析が行われること。 ・ 硝酸塩の排出データ及び分析記録書は EGC 記録簿の一部として船上に保管されること。 ・ 硝酸塩分析の試験方法が、「Grasshoff らによる標準海水分析法」（又は ISO 13395:1996, ISO 10304-1:2007 など海水の分析に適した同等の試験基準による方法）に従っていることが、分析証明書等により証されること。 ・ 洗浄水の流量が増減する場合は、表 4 によること。

2.3 を 2.3.4 に改め、2.2 を次のように改める。

2.2 監視装置等の計測・記録に関する基準

2.2.1 監視計測・記録（ガイドライン 4.4.7, 5.4 及び ~~4.4.8~~10.1.1）

- 1. 排ガス浄化装置は、当該装置の仕様に応じて、表 5 に従って所定の監視対象を所定の計測頻度及び方法で記録できるものであることにより計測し記録すること。
- 2. 排ガス浄化装置は、当該装置の仕様に応じて、表 6 に計測対象として掲げる事項について、連続的に計測し記録すること。

2.3 として次の 1 節を加える。

2.3 監視及び記録のため装置に関する基準

2.3.1 警報（ガイドライン 4.2.2 及び 5.6）

放出される硫黄酸化物又は排出される洗浄水が基準に適合しなくなるおそれがある場合に可視可聴の警報を発するものであること。

2.3.2 連続監視装置（ガイドライン 5.4）

表 5 にいう連続監視装置は、次の(1)から及び(42)に適合するものであること。

- ~~(1) 排ガス浄化装置の出口の適切な位置で二酸化硫黄及び二酸化炭素を計測すること。~~
- ~~(2) 適当な位置で二酸化硫黄/二酸化炭素比を 0.0035Hz 以上の頻度で連続的に監視し記録すること。~~
- ~~(3) 二酸化硫黄/二酸化炭素比を決定するために 2 つ以上の連続監視装置が使用される場合、計測のタイミングが揃っていること。~~
- ~~(42) 3.3.1(5)の規定に従って試験を行うこと。~~

2.3.3 記録装置（ガイドライン 7）

記録装置に計測値を記録する排ガス浄化装置の記録装置は、次の(1)及び(2)に適合するものであること。

~~(1) 2.2.1 に規定される内容について記録できるものであること。~~

~~(2) 表 5 にいう記録装置は、堅牢かつ読取り専用で改ざんを防止する設計となっていること。~~

2.3.4 監視記録装置（ガイドライン 10.2）

洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置の監視記録装置は、表 2 に計測対象として掲げる事項について、表 6 に規定する方法等又は基準により計測ができ、その計測値を記録できるものであること。

表 6 を次のように改める。

表 6 洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置の計測対象及びその計測方法等又は基準

計測対象	計測方法等又は基準
水素イオン濃度 (pH)	- 計測方法は ISO 9963-1-2 によること。 - pH について、0.1 単位の分解能を有し温度の影響を受けず、連続的に監視されること。 - 電極は BS 2586 に適合する又はこれと同等以上の性能であること。 - 計測器は、BS EN ISO 60746-2:2003 に適合する又はこれと同等以上の性能であること。
多環芳香族炭化水素 (PAH)	- 洗浄水の流量が変動する場合、少なくとも基準値の 2 倍の範囲まで監視できること。 - 誤差は 5% の範囲内であること。 - 計測方法は、洗浄水の流量に応じ、紫外分光法又はこれと同等以上であること。
濁度	計測器は ISO 7027:1999 又は USEPA 180.1 に適合すること。
温度	計測方法は限定しない。

3 章 排ガス浄化装置の低減量確認等

3.1 一般

3.1.1 を次のように改める。

3.1.1 適用

本章の規定は、~~1.2.1(1)(b)ii)~~1.2.2(1)の規定に基づく排ガス浄化装置の低減量確認等に適用する。排ガス浄化装置の EGCS テクニカルマニュアル，船上監視マニュアル及び SO_x 放出量適合計画書の承認については，本附属書 4 章による。

3.2 を次のように改める。

3.2 図面及び資料

3.2.1 図面及び資料

低減量確認等を受ける者は，次の(1)から(9)に示す図面及び資料を添えて，申込書を本会に提出すること。

((1)から(9)は省略)

4 章 EGCS テクニカルマニュアル等の承認

4.1 一般

4.1.2 マニュアル等の要件

(1)及び(2)を次のように改める。

マニュアル等が次の(1)から(4)に適合することを確認する。

- (1) スキーム A を適用する排ガス浄化装置の EGCS テクニカルマニュアル（ガイドライン 4.2.2.1 及び 10.1.5）

EGCS テクニカルマニュアルには、次の(a)から(ii)に掲げる事項が記載されていること。

((a)は省略)

- (b) 次の事項を含む運転条件

i) 排ガス流量の最大処理能力値及び該当する場合には最小処理能力値

(ii)及び iii)は省略)

iv) 排ガス浄化装置の排ガスの入口及び出口における排ガスの温度範囲

(v)から vii)は省略)

((c)から(i)は省略)

- (j) 定期検査前3ヶ月以内に行う洗浄水の硝酸塩分析に関するサンプリング, 保管, 取扱い及び分析に関する要件（洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置に限る。）

- (2) スキーム B を適用する排ガス浄化装置の EGCS テクニカルマニュアル（ガイドライン 5.6.1 及び 10.1.5）

EGCS テクニカルマニュアルには、次の(a)から(fg)に掲げる事項が記載されていること。

((a)は省略)

- (b) 次の事項を含む運転条件

i) 排ガス流量の最大処理能力値及び該当する場合には最小処理能力値

(ii)及び iii)は省略)

iv) 排ガス浄化装置の排ガスの入口及び出口における排ガスの温度範囲

(v)から vii)は省略)

((c)から(f)は省略)

- (g) 定期検査前3ヶ月以内に行う洗浄水の硝酸塩分析に関するサンプリング, 保管, 取扱い及び分析に関する要件（洗浄水を船外に排出する排ガス浄化装置に限る。）

((3)及び(4)は省略)

附 則（改正その2）

1. この達は、2020年6月30日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 検査の実施及び時期

-1. (省略)

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。

(1) 船舶間貨物油積替作業手引書
(省略)

~~⇒~~(2) 規制適合手法
(省略)

~~⇒~~(3) 二酸化炭素放出抑制航行手引書
(~~a~~) (省略)
(~~b~~) (省略)

~~⇒~~(4) 復原性計算機
(省略)

~~⇒~~(5) 油性残留物（スラッジ）タンクの配管
(省略)

~~⇒~~(6) 汚水による汚染の防止のための設備
(省略)

(7) 排ガス再循環装置

規則 8 編 2.1.1-5.に規定する排ガス再循環装置を備えるディーゼル機関が搭載される船舶であって、2020 年 7 月 1 日前に引き渡しが行われるものにあつては、2020 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査の時期までに、附属書 8-2.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類

-6.及び-7.として次の2項を加える。

-6. 規則 2 編 1.3.2-1.(3)(I)に規定する「EGR ブリッドオフ排出装置手引書」及び「EGR 記録簿」とは、2.1.2-2.に規定するものをいう。

-7. 規則 2 編 1.3.2-1.(3)(I)に規定する関連する油分濃度計の「型式承認書」及び「運転保守手引書」とは、それぞれ、次の(1)及び(2)をいう。

(1) IMO 決議 MEPC.307(73)の 2.4.2 に規定する油分濃度計の型式承認書

(2) IMO 決議 MEPC.307(73)の 2.4.3 に規定する油分濃度計の運転保守手引書

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.から-4.を-3.から-5.に改め、-2.として次の1項を加える。

-2. 規則 2 編 2.1.2-1.(6)(b)にいう「ブリードオフ排出装置手引書」及び「EGR 記録簿」
とは、次の(1)及び(2)をいう。

(1) IMO 決議 MEPC.307(73)の 2.3.5 及び 2.4 に規定する EGR ブリードオフ排出装置手
引書

(2) IMO 決議 MEPC.307(73)の 2.3.4, 2.4, 4.2 及び 6 節に規定する EGR 記録簿

~~-23.~~ (省略)

~~-34.~~ (省略)

~~-45.~~ (省略)

4 章 臨時検査

4.1 一般

4.1.2 検査

-2.及び-3.を-3.及び-2.に改め、-2.を次のように改める。

~~-32.~~ ディーゼル機関に、規則 8 編 1.1.2(10)に定める原動機取扱手引書に含まれる承認及び文書化された許容範囲を超える調整又は改造をする場合の臨時検査においては、規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、次の(1)から(3)のいずれかの方法により窒素酸化物放出量が規則 8 編 2.1.2-1.の許容限度以下にあることを確認する。本規定の適用上, IACS 統一解釈 MPC40(Rev.1)にもよる。

(1) 船上簡易計測法 (承認された原動機取扱手引書に記載されたもの)

(2) 原動機グループに属するディーゼル機関については、当該原動機グループの承認のための試験台における試験との照合

(3) 船上モニタリング法

~~-23.~~ (省略)

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 1.1.2(1)にいう「~~NO_x テクニカルコード~~」の適用上，選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあっては IMO 決議 MEPC.291(71)（その後の改正を含む。）にもよる。また，本決議及び NO_x テクニカルコードの適用上，該当する IACS の統一解釈 MPC (MPC30(Rev.1), MPC58(Rev.1), MPC59(Rev.1), MPC74(Rev.1), MPC77(Rev.1), MPC106, MPC112(Rev.1), MPC115(Rev.1), MPC116(Rev.1)及び MPC125)) にもよる。

-2.から-4.を-3.から-5.に改め，-2.として次の 1 項を加える。

-2. 規則 8 編 1.1.2(6)及び(7)にいう「原動機ファミリー」及び「原動機グループ」については，IACS 統一解釈 MPC53(Rev.1)にもよる。

-3.を次のように改める。

-23. 規則 8 編 1.1.2(12)(b)の適用上，次の(1)又は(2)は，ディーゼル機関の「実質的改造」とはみなさないにいう「放出特性」の増加及び「改造」については，IACS 統一解釈 MPC32(Rev.1)にもよる。

(1) 規則 8 編 2.1.1.3.に従い認証された規制適合手法の導入

(2) 規則 8 編 2.1.2(1)(a)から(c)の該当規定に適合することの認証

-34. (省略)

-45. (省略)

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.1 一般

-6.として次の 1 項を加える。

-6. 規則 8 編 2.1.1-5.にいう「本会が適当と認める基準」とは、附属書 8-2.1 に規定する要件をいう。

2.1.3 原動機取扱手引書及び機関パラメータ記録簿

-2.を次のように改める。

-2. 規則 8 編 2.1.3-1.(7)にいう「予備品の仕様」とについては、予備品を識別するための部品番号等であって、当該予備品をディーゼル機関製作者等により管理された窒素酸化物放出量に影響を及ぼす特性を示す図面又は資料と関連付けるものをいう IACS 統一解釈 MPC45(Rev.1)にもよる。

附属書 8-2.1 として次の附属書を加える。

附属書 8-2.1 ディーゼル機関に備える排ガス再循環装置に対する特別規定

1 章 通則

1.1 一般（IMO 決議 MEPC.307(73)の附属書 2.2 関連）

1.1.1 適用

本附属書は、要領 8 編 2.1.1-6.の規定に基づき、ブリードオフ水を排出する設備を有する排ガス再循環装置を備えるディーゼル機関であって 2019 年 6 月 1 日以降に EIAPP 証書が初めて発行されるものに適用する。

1.1.2 一般要件

油又は油性混合物の極海（鋼船規則 I 編 1.2.1(25)に定義するものをいう。以下、本附属書にいて同じ。）へのいかなる排出も、IMO 決議 MEPC.264(68)及び MSC.3854(94)として採択された極海コード（その後の改正を含む。）により禁止されていることに留意すること（1.4.1 及び 1.4.2 参照）。

1.2 用語

1.2.1 定義（IMO 決議 MEPC.307(73)の附属書 2.3）

本附属書で使用する用語は、次に掲げるところによる。

- (1) 「ブリードオフ水」とは、排ガス再循環装置の水処理装置から直接又は貯留タンクを介して海中に排出される水をいう。
- (2) 排ガス浄化装置とは、要領 8 編 1.2.2 の規定に適合する排ガス浄化装置をいう。
- (3) 「EGCS ガイドライン」とは、IMO 決議 MEPC.259(68)“2015 Guidelines for Exhaust Gas Cleaning Systems”（その後の改正を含む。）をいう。
- (4) 「EGR 記録簿」とは、本附属書により要求される監視装置の保守及び整備に関する記録簿をいい、EGCS ガイドラインの関連規定に従ったものとすることができる。当該記録簿には、排ガス再循環装置からの残留物を陸揚げした量並びに時刻及び日付を含むものとするが、EGCS 記録簿にこれらを記録することとしても差し支えない。
- (5) 「EGR ブリードオフ排出装置手引書」とは、当該装置の説明、排出に関する制限、EGCS ガイドライン又は改訂ガイドラインにおいて船上監視マニュアルに要求される関連事項を含む手引書をいう。

1.3 船上に保持すべき手引書等（IMO 決議 MEPC.307(73)の附属書 2.4）

1.3.1 記録簿及びその他の書類

船舶には、次の(1)から(4)に掲げる記録簿及びその他の書類を備えること。

- (1) 本会の承認を受けた EGR ブリードオフ排出装置手引書

- (2) 油分濃度計（15 ppm 警報）の型式証明書
- (3) 油分濃度計（15 ppm 警報）の運転保守手引書
- (4) 本会の承認を受けた EGR 記録簿

1.4 ブリードオフ水の海中排出基準（IMO 決議 MEPC.307(73)の附属書第 3 節）

1.4.1 非適合燃料油を使用する場合のブリードオフ水

-1. 規則 8 編 1.2.2 に規定する硫黄の質量濃度に関する要件に適合しない燃料油を使用する場合、次の(1)及び(2)による。

- (1) 排ガス再循環装置の水処理装置からのブリードオフ水は、排ガス浄化装置からの排水に混入させて船外に排出して差し支えないが、混入させずに船外に排出しても差し支えない。ただし、いずれの場合にも、EGCS ガイドラインの該当規定に従い、当該排出を適切に文書化、監視及び記録すること。
- (2) 主管庁から要求がある場合に、EGCS ガイドラインの付録 3 に従いブリードオフ水のサンプルを提供すること。

-2. 船上の貯留タンクに貯留したブリードオフ水は、次の(1)及び(2)を満足する場合を除き、海中に排出しないこと。

- (1) 船舶が極海、港湾内及び河口内以外の海域を航行中（船舶が海上において、最短の航路から外れることも含めた航海の過程にあり、かつ、航行上実行可能な限り、いずれの排出も海上において広がる面積が合理的かつ実効可能な限り大きくなるような状態にあることをいう。以下、本附属書において同じ。）であること。
- (2) ブリードオフ水が前-1.の規定に適合すること。

1.4.2 適合燃料油を使用する場合のブリードオフ水

-1. 規則 8 編 1.2.2 に規定する硫黄の質量濃度に関する要件に適合する燃料油をディーゼル機関で使用する場合、作動中の排ガス再循環装置からのブリードオフ水の排出については、次の(1)から(5)を満足する場合を除き、1.4.1 の規定による。

- (1) 船舶が、極海、港湾内及び河口内以外の海域を航行中であること。
- (2) 排ガス再循環装置を作動させている際にディーゼル機関で使用する燃料油の硫黄の質量濃度が規則 8 編 1.2.2 の規定に適合していること。
- (3) 油分濃度計が次の(a)及び(b)を満足していること。
 - (a) IMO 決議 MEPC.107(49)（その後の改正を含む。）の規定に適合するものであること。
 - (b) 日本舶用品検定協会の検査に合格したことを示す刻印（又はゴム印）及び国土交通大臣が交付した型式承認書の写しを有するものであること。
- (4) ブリードオフ水の油分濃度及び 15 ppm 警報が継続的に監視及び記録されていること。
- (5) ブリードオフ水の油分濃度が 15 ppm を超えないこと。

-2. 排ガス再循環装置を極海、港湾内又は河口内において作動させる場合、ブリードオフ水の排出については、1.4.1 の規定による。

-3. 船上の貯留タンクに貯留したブリードオフ水は、次の(1)及び(2)を満足する場合を除き、海中に排出しないこと。

- (1) 船舶が、極海、港湾内及び河口内以外の海域を航行中であること。

(2) ブリードオフ水が前-1.の規定に適合していること。

1.5 排ガス再循環装置の水処理装置から生じる残留物（IMO 決議 MEPC.307(73)の附属書第 4 節）

1.5.1 受入施設への陸揚げ

水処理装置から生じる残留物は、適当な受入施設に陸揚げすること。当該残留物は、海中へ排出又は船上で焼却しないこと。

1.5.2 貯蔵及び処理の記録

排ガス再循環装置を備える船舶は、ブリードオフ水の残留物の貯蔵量及び処理量を、当該貯蔵及び処理を行った日付、時刻及び位置とともに、EGR 記録簿に記録すること。

1.6 ブリードオフ水への添加物（IMO 決議 MEPC.307(73)の附属書第 5 節）

1.6.1 添加物の安全性の評価

ブリードオフ水の品質を向上させるために添加物を使用する場合には、添加物が次の(1)及び(2)であり、かつ、当該添加物について製品安全データシートによる文書化が行われていない限り、使用する添加物についての評価及び文書化が行われていること。

(1) 水酸化ナトリウム (NaOH) , 炭酸ナトリウム (Na₂CO₃) 等の中和剤（苛性物質）

(2) 海洋環境での使用について承認された油水分離器において使用する凝集材

1.6.2 他の手法

1.6.1 に規定されない他の手法として、化学薬品、添加物あるいは調合物を使用する又は関連する化学薬品を生成する手法を採用する場合、ブリードオフ水の添加物についての評価が行われていること。当該評価は、IMO 決議 MEPC.169(57)を考慮したものとすることができる。必要に応じて、ブリードオフ水の追加の排水基準を定めること。

附 則（改正その 3）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.2 設備要件

-2.(1)を次のように改める。

-2. 規則 8 編 2.1.2-2.(2)にいう「本会が別に定める手順」とは、次によるものをいう。

(1) 試験台における試験方法

NO_x テクニカルコード 5 章及び選択式触媒還元脱硝装置を備えるディーゼル機関にあつては *IMO 決議 MEPC.498(62)291(71)*（その後の改正を含む。）に従ったものであること。なお、本決議及び本決議から参照する NO_x テクニカルコードの適用上、該当する IACS の統一解釈 MPC にもよる。

((2)及び(3)は省略)

附 則（改正その 4）

1. この達は、2020 年 10 月 1 日から施行する。